

令和 7 年度生活習慣病予防健診推進事業実施要項

全国健康保険協会京都支部

1. 目的

生活習慣病予防健診委託実施事業において、全国健康保険協会京都支部（以下、「京都支部」という。）との協力・連携により積極的に健診推進に取り組む健診実施機関と契約（覚書）を締結し、業務実施期間内に健診実施人数の目標値を上回った場合にインセンティブを支払うことで京都支部の指定する閑散期の健診の実施人数を増加させ受診率向上を図ることを目的とする。

2. 対象機関

年間受診予定者数 1,200 人を超える生活習慣病予防健診実施機関

※令和 6 年度以前から京都支部と委託契約していることを条件とする。

3. 実施期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日、

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日の合計期間

4. 業務内容

生活習慣病予防健診（一般健診）の実施人数向上に向けた取り組み

※受診対象については、協会けんぽ加入の一般健診対象被保険者とし、加入支部は問わない。

5. 取り組み方法

次の内容にて実施人数向上に向けての取り組みを推進する。

- ① 事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替え勧奨
- ② 集合健診の実施、健診機関が少ない地域での実施拡大
- ③ 施設、集合健診での協会受入れ枠の拡大、協会分の胃カメラ実施枠拡大
- ④ DMや電話等による健診受診勧奨（対象リストの提供を希望する場合は京都支部から令和 7 年 9 月に確認、令和 7 年 10 月に提供予定）
- ⑤ 受診者の健康レベル向上の取り組み（当日保健指導、未治療者の受診勧奨）
- ⑥ その他独自の受診人数向上に向けた取り組み

6. 目標値

令和 7 年度の健診対象者の増加率が 4%であることから健診機関ごとに以下の目標値を設定する。

令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までと令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日の合計実施人数が令和 6 年度同期間比の 4%増加

【機密性 2】

※目標値について小数点以下は切り捨てとする。

7. インセンティブ単価及び計算方法

目標値を達成した場合に以下の計算方法により支払う（申出機関数によっては支払上限額を別途設定）。なお、未達成の場合でもペナルティ等はないものとする。

目標値を上回った件数 × 1,800 円（インセンティブ単価・税抜）

例) 生活習慣病予防健診目標値 4%増加、7 年度（指定期間内）実施人数
5,500 人、6 年度（同期間）実施人数 5,105 人の場合
目標値：5,105 × 1.04 = 5309.2 人 < 5,500 人（目標値より 191 人上回る）
※目標値について小数点以下は切り捨てとする。
インセンティブ費用：(5,500 - 5,309) × 1,800 円 × 1.1 = 378,180 円（税込）

8. 費用請求

京都支部より令和 8 年 2 月に通知するインセンティブ対象者数及び金額をもとに、健診実施機関任意の請求書にて京都支部が別途指定する期日までに費用請求する。なお、インセンティブ対象者数及び金額の確認は、京都支部システム及び健診実施機関の実施結果報告により行う。

9. 報告

(1) 進捗状況報告

令和 7 年 9 月末時点の取組状況を京都支部に報告すること（報告様式は別途送付）。

(2) 実施結果報告

実施結果を令和 8 年 2 月 6 日（金）までに京都支部に報告すること（報告様式は別途送付）。

10. 留意事項

実施結果報告と京都支部の確認した実施人数に相違があり、京都支部が必要とした場合に実施者のリストの提出を求めた場合は対応すること。